

当該申請に係る意思決定の方法

調査事務に関する事項の決定	決定方法	
	方法を定めた規程	
調査事務に関する第三者委員会	設 置	(有 ・ 無)
	設置を定めた規程	
	名称	

※ 調査事務に関する第三者委員会を設置している場合には、委員の氏名、役職などを記載した名簿を提出すること。